

# 平和大通り公園（仮称）測量及び実施設計業務（５－１） 公募型プロポーザル説明書

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

平和大通り公園（仮称）測量及び実施設計業務（５－１）

### (2) 委託期間

契約締結日から令和６年３月３１日まで（ただし、予算繰越議決の上は委託期間の延期を行う予定である。）

（本業務の実質委託期間は契約の日から１８０日間を見込んでいるが、契約委託期間は、令和６年３月３１日までとしている。なお、委託期間の延期については、別途協議する予定であるが、都合により本契約委託期間内で業務を打ち切る場合がある。）

### (3) 業務内容

別紙「平和大通り公園（仮称）測量及び実施設計業務（５－１）基本仕様書」のとおり

## 2 概算事業費

本業務に係る費用は、次のとおりとする。

72,888,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。

## 3 業務担当課

〒730-8587 広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号

広島市中区役所建設部地域整備課（中区役所３階）

TEL 082-504-2583（直通）

FAX 082-504-2599

E-mail [na-chisei@city.hiroshima.lg.jp](mailto:na-chisei@city.hiroshima.lg.jp)

## 4 契約担当課

〒730-8587 広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号

広島市中区役所建設部維持管理課（中区役所３階）

TEL 082-504-2581（直通）

FAX 082-504-2599

E-mail [na-kanri@city.hiroshima.lg.jp](mailto:na-kanri@city.hiroshima.lg.jp)

## 5 全体スケジュール

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| ・ 公示日           | 令和５年１２月２１日（木） |
| ・ 質問受付期限        | 令和５年１２月２８日（木） |
| ・ 参加資格確認申請書提出期限 | 令和６年 １月１９日（金） |
| ・ 提案書提出期限       | 令和６年 ２月 ９日（金） |
| ・ 審査結果通知        | 令和６年 ２月中旬     |

## 6 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、本業務実施のための共同企業体としての参加も認めるが、単体企業として参加する者が共同企業体の構成員となることや、他の参加者の再委託予定事業者となることは認めない。

単体企業の場合は、(1)から(13)の全てを満たすこと。

共同企業体の場合は、(1)から(7)を全ての構成員が満たし、(8)の①から④、(9)から(13)について、構成員の1者以上が満たすこと。

### 【共通事項】

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び広島市契約規則第2条各号に該当していないこと。
- (2) 公募の日現在から受託候補者の特定までの間において、営業停止処分（本件プロポーザルに参加することを禁止する内容を含む処分に限る。）又は本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 次のいずれにも該当していないこと。
  - ① 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）
  - ② 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者。
- (4) このプロポーザルに参加しようとする他の有資格業者のうちに、次に掲げる人的関係又は資本関係において密接な関係を有する者（人的関係又は資本関係を介して、複合的に連鎖している者を含む。）がないこと。
  - ① 親会社等と子会社等
  - ② 親会社等が同一である子会社等
  - ③ 代表権を有する者が同一である会社等
  - ④ 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
  - ⑤ 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等
  - ⑥ 上記①から⑤までが複合した関係にある会社等
  - ⑦ 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にありプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等
  - ⑧ 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっておりプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等
  - ⑨ その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等（組合とその構成員、若しくは共同企業体又は設計共同体とその構成員など。）
- (5) 次に掲げる広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第28条第1号及び第2号イからオまでの規定により選定することができない者に該当していないこと。

- ① 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
  - ② 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者
  - ③ 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者
  - ④ 1か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者
  - ⑤ 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者
- (6) 業務を受注したならば、業務を履行するための下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項に規定する下請契約等をいう。）の全てにおいて、広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第44条第1項各号に掲げる者がその相手方として選定されることがないよう、必要な措置を講ずることができること。
- (7) 業務を受注したならば、業務を履行するために行う資材、原材料等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができること。

**【個別事項】**

- (8) 令和5・6年度の広島市競争入札参加資格者として、次のいずれの登録種目にも登録されているものであること。
- ① 土木関係コンサルタント業務の登録種目「造園」
  - ② 土木関係コンサルタント業務の登録種目「都市計画及び地方計画」
  - ③ 建築関係コンサルタント業務の登録種目「建築一般」
  - ④ 測量業務の登録種目「測量一般」
- (9) 管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかの資格を有する者を配置できること。
- ① 技術士の建設部門（都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）
  - ② RCCM（造園）又は登録ランドスケープアーキテクト（RLA）
- (10) 測量業務における技術者（測量業務管理技術者及び測量業務照査技術者）は、測量士の資格を有する者を配置できること。なお、資格要件を満たしている場合には、管理技術者は測量業務管理技術者を、照査技術者は測量業務照査技術者を兼務することができる。
- (11) 建築設計業務における技術者（建築設計業務管理技術者、建築設計業務照査技術者及び建築設計業務担当技術者）は、別紙「建築設計業務委託特記仕様書」に示す資格を有する者を配置できること。なお、資格要件を満たしている場合には、管理技術者は建築設計業務管理技術者を、照査技術者は建築設計業務照査技術者を兼務することができる。
- (12) 担当技術者として、樹木医の資格を有する者を配置できること（再委託を含む。）。
- (13) 平成20年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した、国又は地方公共団体が発注した、公園又は緑地の実施設計業務の実績を有していること（設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。）。

## 7 参加に係る書類の提出

提出書類は以下のとおりとする。

書類名	様式	備考
① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書	様式1-1	次項のアに記載のとおり。
② 広島市税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書	—	次項のイに記載のとおり。
③ 資本的関係・人的関係調書	様式1-2	次項のウに記載のとおり。
④ 配置予定技術者等調書	様式1-3	次項のエに記載のとおり。
⑤ 業務実績調書	様式1-4	次項のオに記載のとおり。
⑥ 共同企業体結成届	様式1-5	次項のカに記載のとおり。
⑦ 共同企業体協定書	様式1-6	次項のカに記載のとおり。
⑧ 委任状	様式1-7	次項のカに記載のとおり。
⑨ 質問書	様式2	任意とする。
⑩ 提案申込書	様式3	10に記載のとおり。
⑪ 提案書	様式4	10に記載のとおり。
⑫ 取下願	様式5	任意とする。
⑬ 申立書	様式6	任意とする。

※ 提出部数や記載内容等については、次項以降に定める各項目に準ずること。

## 8 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出

### (1) 提出書類

次に掲げる書類を全て提出すること。

※ 共同企業体の場合は、構成員ごとに、ア及びイを提出すること。

※ 再委託する場合は再委託予定事業者ごとにイを提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1-1） 1部

イ 6の参加資格の(5)に該当することが確認できる書類

(ア) 広島市税の納税証明書（写し可） 1部

「〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書（証明年月日が参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

※ 広島市内に事業所を有していない場合は、申立書（様式6）を提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） 1部

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書（XML形式）は不可。e-Taxを利用して電子納税証明書（PDF形式）が交付された場合には、交付された電子納税証明書をA4サイズに印刷して提出してください。）（証明年月日が参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

ウ 資本的関係・人的関係調書（様式1-2） 1部

エ 配置予定技術者等調（様式1-3） 1部

- ※ 6の参加資格の(9)に記載した技術者等に該当する技術者（参加資格確認申請書提出期限の前日以前に雇用関係がある者に限る。）を記載すること。なお、申請書等の提出時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の配置予定技術者を認めるが、この場合、配置予定技術者ごとに別葉とすること。
- ※ 記載された配置予定技術者の資格等の確認資料として、技術検定合格者証明書等当該資格を証明するものの写しを添付すること。
- ※ 記載された配置予定技術者の雇用関係を確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）を添付すること。なお、雇用関係の確認書類として、保険者番号、被保険者等記号・番号が記載されている健康保険被保険者証の写し等の書類を添付する場合には、当該番号等に黒塗り等でマスキングを施したものを添付すること。（QRコードがある場合について、そのQRコードを読み取ると、保険者番号、被保険者記号・番号等がわかるものについては、同様にマスキングを施すこと。）
- ※ 契約を締結した場合は、配置予定技術者を必ず本件業務に着手から完成まで（委託期間が変更された場合は変更後の委託期間末まで）配置すること。ただし、病気、退社等本市がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りでない（場合によっては、事情聴取を行う。）。

オ 業務実績調書（様式1-4） 1部

- ※ 6の参加資格の(13)に記載した会社の業務実績に該当する業務のうち、代表的な業務を記載（最高2件まで）すること。なお、1件の業務で条件を満たしていなければならない。
- ※ 記載された業務実績の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計実績情報サービス（TECRIS）」に登録されているデータ（以下「業務カルテ」という。）の写しを添付すること。業務カルテの写しを添付することができない場合には、実績証明書又は契約書の写しを添付すること（いずれの場合であっても、入札参加条件とした業務実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、設計書及び仕様書等も併せて添付すること。）。
- ※ 会社の業務実績が設計共同体によるものである場合には、申請者が当該設計共同体の代表構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付すること（業務カルテの写し、実績証明書又は契約書の写しにより、設計共同体の代表構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はない。）。

カ 共同企業体結成届等（様式1-5、1-6、1-7）各1部（共同企業体で参加資格確認申請書を提出する場合に限る。）

- ※ 参加資格確認申請書提出時において、共同企業体に係る協定の締結がなされていない場合、提案書の提出時までには締結し、共同企業体協定書等を添付すること。締結されていることを確認できない場合は、提案書を受け付けない。

(2) 提出期間

公示日から令和6年1月19日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出場所

3の業務担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認申請書の受理、審査後、参加者に速やかに書面にて通知する。

## 9 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 公示日から令和5年12月28日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 受付場所 3の業務担当課
- ウ 受付方法 質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXのいずれかの方法で提出すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、3の業務担当課において、令和6年2月9日（金）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、令和6年2月9日（金）は正午まで）閲覧に供するものとし、広島市のホームページにも掲載する。

## 10 提案書の提出

(1) 提案書の記載項目

様式4のとおり

(2) 提出書類及び提出部数等

- ア 提案申込書 様式3
- イ 提案書 様式4
- ウ 提出部数 11部（正本1部、副本10部）
- エ その他

提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。

提案書の表紙（様式4）には、提案者名を記載すること。（ただし、提案者名の記載は正本のみとし、副本には、社章など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。）

提案書の内容は、文書、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。

(3) 提出期限及び提出場所等

- ア 提出期限 令和6年2月9日（金）正午
- イ 提出場所 3の業務担当課
- ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

## 11 審査方法等

- (1) 提案書の審査は、平和大通り公園（仮称）測量及び実施設計業務（5-1）公募型プロポーザル審

査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

- (2) 審査委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。

委員長 中区建設部長

副委員長 経済観光局観光政策部長

委員 経済観光局観光政策部観光企画担当課長

都市整備局営繕部営繕課施設整備担当課長

都市整備局緑化推進部緑政課花と緑の施策担当課長

中区建設部維持管理課長

- (3) 審査基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

- (4) 受託候補者の特定

ア 受託候補者の特定に当たっては、審査（プレゼンテーション）を実施し、審査結果に基づいて決定する。

イ 審査委員会において、提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。

ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、広島市の求める最低限の水準（総計の6割）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

ウ 得点の第一順位の者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

## 12 審査実施日及び審査結果

- (1) 審査概要

・ 実施日：令和6年2月16日（金）（予定）

※ 詳細は提案者に別途通知する。

・ プレゼンテーション：15分以内、質疑応答：10分程度

・ プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された提案書のみとする。

- (2) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に速やかに書面にて通知する。

- (3) 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに提案者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、広島市のホームページで公表する。

- (4) 審査（プレゼンテーション）の欠席や、プロポーザルの参加を取りやめようとする場合は、審査（プレゼンテーション）実施日前日の午後5時15分までに、取下願（様式5）に記入の上、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

## 13 契約の方法等

- (1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約をする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。

- (2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険を締結して、4の契約担当課に提出し

たとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（広島市のホームページからダウンロードできる。）を、4の契約担当課に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（広島市のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、広島市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、広島市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に、4の契約担当課に申請すること。

(3) 提案者の特定後、提案者と協議の上、提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(4) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約する予定である。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

## 14 その他

(1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、提案書は提出できない。

(4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書等は返却しない。

(6) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。

(7) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

(8) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候



補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

- (9) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されないことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

ア 本市発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第1条の2第3号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者

イ 本市発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者

なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、及び指名停止措置を行うことがある。

- (10) 本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。

- (11) 別紙「平和大通り公園（仮称）測量及び実施設計業務（5-1）基本仕様書」及び各特記仕様書は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（様式4を添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。

## 15 問合せ先

3の業務担当課